

答申第 874 号

諮問第 1528 号

件名：沖縄県警察への特別派遣について等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 12 月 5 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が平成 29 年 3 月 24 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

行政文書一部開示決定は、非開示の理由として、「公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため」としている。非開示の標目は、派遣人数、派遣期間、任務、部隊編成表、所属別派遣人員、帯同車両数、装備等、及びフェリー利用に関する執行予定額、等となっている。

本件情報開示請求は、沖縄の高江ヘリパッド基地建設のための警備のため派遣された愛知県警察官に対する公金支出の違法・不当性を問う住民監査請求を目的としたものであって、下記のとおり非開示の理由には合理性が無く不当である。

(ア) 沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行しようとする勢力は存在しなかった。

(イ) かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない。

(ウ) 愛知県警察官の沖縄への派遣はすでに完了しており、また開示請求対象は、高江ヘリパッド工事基地建設に限定されたものである。

(エ) 仮にテロ行為を敢行してよいとする勢力が存在するとしても、過去の事例として研究・分析を行い、テロ行為を容易にすることに役立つとは考えられない。

(オ) ちなみに、審査請求人は警備計画や警察編成、個人の氏名や電話番号は開示を敢えて求めないことを付言する。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本件審査請求の趣旨

a 条例の趣旨・目的

条例は前文において、情報の公開が公正で民主的な県政の基礎をなすものであり、情報を広く公開することが県が説明責任を果たすために不可欠であるとの認識の下に、県民の行政文書の開示を請求する権利を明確にして、情報の提供を充実させることにより透明性の高い県政を実現することに条例の趣旨があることを明らかにしている。

この趣旨のもと、条例 1 条は、行政文書の開示を請求する権利を定めること等により、「実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資すること」を目的とする旨、規定している。

b 警察法第 2 条第 2 項

警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 2 項は、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と規定し、警察活動の公平性、中立性と基本的人権・自由に対する干渉がないよう、その権限の濫用を厳しく戒めている。

c 本件審査請求の趣旨

本件は、不開示情報の内、とくに条例 7 条 4 号（「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」）により不開示とされた部分の開示を求めるものである。

相手方は、今後の警備実施等の支障のおそれがあると主張し、上記条項に該当するとして、本件派遣に関するほぼ全ての情報を不開

示とする等、情報隠蔽の姿勢を鮮明にしている。こうした相手方の姿勢は、いっそうの情報公開を進め、県の説明の責務を果たし、県民の的確な理解と批判の下、公正で民主的な県政の実現を図るとした条例の目的をないがしろにするものである。また、相手方のかかる姿勢は、警察活動に対する的確な批判を不可能にし、不偏不党かつ公平中正を旨とし、基本的人権及び自由に干渉する警察権限の濫用を厳しく戒める警察法 2 条 2 項の趣旨にも著しく悖るものである。

警察活動に対する的確な批判を可能にし、警察権限の濫用を防止するために本件情報開示は不可欠である。

(イ) 「テロ等犯罪行為を企図する勢力」なる主張について

a 相手方の主張

相手方は、「沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行しようとする勢力は存在しなかった」、「かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない」旨の請求人の主張に対して、根拠のない抽象的な主張であって、単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎず、合理性がないと主張している。

b 立証責任について

相手方の上記主張は、かかる勢力が存在しないことの根拠を請求人が示す責任があるかのごとき主張であるが、かかる主張は、情報開示に関する立証責任を請求人に負わせようとするもので誤りである。

条例 7 条 4 号のように「認めるにつき相当の理由があるとき」と実施機関の裁量性を承認する規定であっても、「おそれ」があることに関する立証責任が実施機関にあるとするのは定説である。本件においては、実施機関である相手方が「今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれ」の基礎となる事実について立証責任を負うのである。

したがって、判断の基礎として相手方が主張する「テロ等犯罪行為を企図する勢力」については、実施機関である相手方において根拠を示してその存在を立証しなければならず、請求人の主張を「単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎない」などと単に請求人の主張をおとしめることによって、「おそれ」が認められるものではない。

「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在は本件不開示理由に一貫する事実的基礎となっており、その存否は極めて重要な事実であるから、相手方において具体的にその存在を立証しなければなら

いのである。

仮にも抽象的に「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在を主張するだけで、その存在が肯定されるようなことがあれば、テロの可能性にさえ言及すれば、警備活動に関するあらゆる情報を不開示とすることすら正当化されかねない。そのようなことを認めれば、民主的な批判によって警察権限の濫用に歯止めをかけようとする情報公開の趣旨は没却されるといわざるを得ない。

以上、「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在を理由とする不開示処分は、その基礎となる事実を欠くものであり、本件不開示処分には合理性がない。

(ウ) 評価の不合理性

a 一律広範囲な不開示の不合理性

仮に相手方主張の「テロ等犯罪行為を企図する勢力」が存在するとの事実を前提とするとしても、本件情報を不開示とする相手方の評価は合理性を欠く。

審査請求書において述べた通り、本件情報開示の請求はすでに完了した「警備」活動に関するものであり、現実に「警備」活動に支障を及ぼすおそれはない。

相手方は事後の情報の開示であったとしても、テロ等犯罪行為を企図する勢力が実例として研究、分析することによって、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

相手方が、公にすると警備実施等に支障を及ぼすとする情報は、「派遣期間に関する情報」、「派遣人員に関する情報」、「部隊運用に関する情報」、「服装、装備に関する情報」、「輸送、車両に関する情報」、「部隊宿舎に関する情報」、「予算執行額に関する情報」と多岐に及んでいる。

このように広範に及ぶ情報を一律に警備実施等に支障を及ぼすとして不開示とするのはテロ等犯罪行為を企図する勢力の存在を前提としたとしても、合理性がないというべきである。

相手方自身が本件派遣に関する情報の内、公にすると将来の警備実施等に支障を及ぼす情報について「現在及び将来の警備実施に通じる具体性を有しているものについては」と限定をしていることから情報具体性いかんが警備実施等の支障の有無に影響を及ぼすことは明らかである。

以下、不開示とされた情報ごとに検討する。

b 「派遣期間に関する情報」、「派遣人員に関する情報」

これらはごく一般的で抽象的な情報に過ぎず（どの部署の誰が、いつからいつまで派遣されていた等という個別具体的な情報ではな

い)、この情報を開示したとしても、警備実施等に支障を及ぼすおそれはない。

相手方は、「派遣期間を見計らった攻撃を執行したり」、「派遣の規模を見計らった攻撃を執行したり」し、「間隙を突いた対抗措置を講じることが可能とな」と主張するが、過去の派遣期間や派遣人数をどのように研究、分析することによって「間隙を突いた対抗措置」が可能なのか、相手方の主張は抽象的、一般的に過ぎ、単に相手方独自の主観的見解を述べるに過ぎないものであり、不開示処分には合理性がない。

また、相手方は、上記見解の前提として、「派遣期間」を公にすると「警備対象ごとの派遣期間や判断基準」が明らかになると主張しているが、派遣期間を公にすることによって、「判断基準」が明らかになるとするのは論理の飛躍が甚だしいといわざるを得ない。

同じく「派遣人員」を公にすると「警備対象ごとの警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかになる」と主張しているが、不開示となっているのは単なる派遣の人数に過ぎず、これを公にすると「部隊編成、運用基準」が明らかになるとするのは同じく論理の飛躍が甚だしいといわざるを得ない。

以上の通り、派遣期間、派遣人員に関する情報を不開示とした判断は合理性を欠いている。

c 部隊運用に関する情報

相手方は、「警備部隊の具体的な任務表、部隊編成、担当区域分担、運用日程は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。」とし、「警備事象ごとの部隊編成、任務、運用基準等が明らかとなる」と主張している。

しかし、部隊運用に関する情報が公になると、「部隊の運用基準」が明らかになるとする理由は不明である。

d 「服装、装備に関する情報」、「輸送、車両に関する情報」及び「部隊宿舎に関する情報」

これらの情報中には警備活動に関する具体的な情報が含まれている可能性は否定しないが、服装、装備、輸送、車両及び部隊宿舎に関する情報中にも秘匿性のあるものとならないものが混在するものと考えられるのであり、これらに関する情報を一律に不開示とした判断は合理的ではない。

e 予算執行額に関する情報

相手方は、警備部隊の派遣に関する予算の具体的な金額を公にす

ると、「具体的な金額を他の一般的な情報と対照して計算することで、警備事象ごとの部隊の規模や運用体制等が明らかとなる」とするが、予算執行額のごときは抽象性の高い指標に関する情報に過ぎず、「部隊の規模や運用体制等」が明らかになるような情報とはいえない。仮に予算執行額から推測できる情報があるとしてもせいぜい派遣人数などの抽象度の高い情報に過ぎず、派遣人員に関する情報と同様、これを開示しないとする判断は合理性を欠く。

以上、予算執行額に関する情報が公になると今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるとする相手方の判断は合理性がない。

f まとめ

相手方は「部隊宿舎に関する情報」を不開示とした理由に関し、「具体的な施設名等が明らかとなるため」「部隊宿舎となった施設に対する攻撃、侵入、業務妨害等の不法行為を執行したりすることが可能」になる旨を主張している。

部隊宿舎に対する攻撃等が現実的な想定であるか否かは^お措くとしても、「具体的な施設名」の不開示の理由として述べるところと、「派遣期間」、「派遣人員」及び「予算執行額」に関する各情報を不開示とする理由を比較すれば、後者に対する不開示理由が著しく抽象的で論理も飛躍しており、到底、合理的な説明となっていないことは明らかである。

よって少なくとも「派遣期間に関する情報」「派遣人員に関する情報」及び「予算執行額に関する情報」について不開示とした相手方の判断は合理性を欠くものであり、開示されなければならない。

ウ 意見陳述における主張

意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。なお、審査庁である公安委員会が実施した行政不服審査法に基づく口頭意見陳述の記録が審査庁から提出されたが、その内容もおおむね同旨である。

(ア) 愛知県警機動隊派遣についての情報開示請求は、ほとんど黒塗りで、全く納得できるものではない。高江で行われた機動隊の暴挙は、住民弾圧のほか、何物でもない。警察法の目的である、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、警察の責務は、個人の生命及び財産の保護に任じ、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たることをもって、その責務とすると。こういう警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中立を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することはあってはならないと述べているが、沖縄県に派遣

された、愛知県警をはじめとする全国の機動隊が、沖縄で行ったことは、暴力、排除、虫けら扱い。住民を引きずり、首をロープで絞める。反対住民をビデオで撮影し、土人発言。工事車両を誘導し、住民に罵倒。90歳近い沖縄のおばあにけがをさせる。たくさんのけが人が続出し、これが交通の取締りなど、公共の安全秩序維持なのか。権限の濫用ではないといえるのか。誰が考えても、権限の濫用だと思う。高江の米軍北部訓練場ヘリコプター発着場建設をめぐり、2016年11月、反対住民を支援する弁護士が、東村高江の工事現場近くで、警察官に違法に約2時間通行を禁止され、精神的苦痛を受けたとして、損害賠償を求めた訴訟の判決が、2018年1月16日、那覇地裁であった。裁判長は、県警の制止行為やビデオ撮影について、いずれも原告の自由を制約するもので違法と判断し、慰謝料30万円の支払を命じた。こうした機動隊の行為は、これは一つの裁判の事例であるが、高江ではこのようなことは日常的に行われた。裁判ではっきりと違法と判断された。

警察法に違反してまで、このような行為がなぜ行われたのか。2016年6月の沖縄県議会選挙、7月の参議院選挙で10万票の差をつけ、高江の基地建設に反対という候補者が当選した。その僅か10時間後に、愛知県警含めて500名の機動隊によって強権が発動され、暴挙が行われた。唯一の解決策は、沖縄に基地を押し付けることであると。政権が進めているのは、安保法制の強行、特定秘密保護法、共謀罪による知る権利と表現の自由の規制、言論封じ込め。その先にあるのは、戦争できる日本である。そのために、沖縄辺野古に基地が必要であり、日本中を自由に飛び回ることができるオスプレイのための飛行場が、どうしても必要だからである。そこに、住民の反対を排除するため、機動隊員が派遣された。機動隊員の皆さんは、住民弾圧のために機動隊員になったのではないと思う。

(イ) 現在国会でも大問題になっている問題に関して、公文書とは、公的情報とは誰のものか、改めて考えさせられた。非開示の理由は不当なもので、正当なものではない。

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）ではその第1条に、公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的財産であり、現在及び将来の国民に説明する責務が全うされる目的があると記され、第4条では第1条の目的を達成するために、行政機関が意思決定に到達する過程や、事務・事業の実績・合理性が跡付けられ、又は検証できるようにすることが義務付けられている。公文書は私たち主権者のものである。

それでは、公的情報は誰のものか。昨年、日弁連が人権擁護大会を

開催し、シンポジウムも行われた。これは、非常に重要な問題提起だと思う。日本の情報公開は、いまだに広範な不開示理由が存在しており、現在でものり弁に例えられるぐらい、真っ黒にマスクされた一部開示なるものが、しばしばされている。そして、近年はこうした不開示問題に加え、南スーダン PKO 日報や、学校法人森友学園に対する国有地売却経緯に関わる資料の短時間での破棄、学校法人加計学園の獣医学部新設の加計文書の不存在扱い、原発事故をめぐる原子力災害対策本部の議事録の未作成、安全保障政策の大転換のきっかけとなった集団的自衛権の解釈改憲をめぐる内閣法制局が閣議決定前の内部検討の経緯を記した議事録の未作成など、明らかに重要な内容を含む公文書が早期に破棄されたり未作成であったりすることが大きな問題となっていると指摘されている。昨今では、今話題になっている森友問題の公文書では、もう日本の民主主義の根幹に関わる問題だと、こういうところまで来ている。

ところで、憲法は国民主権原理を明文で定めている。だとすれば、そのことだけからしても、公的情報は当然に国民のものであるというのが自然ではないか。情報公開が不十分にしか行われなかったとしたら、国民主権や民主主義はどのようになってしまうのだろうかとも、指摘されている。また、憲法第 21 条第 1 項は、表現の自由の保障を定めているが、その自由は言論・発言・発表の自由のみならず、表現の受け手の自由、すなわち知る権利も当然に含まれる。したがって、私たちには公的情報を知る権利があると、このように定義している。

(ウ) 以上 2 点の点から、今回の不開示理由を考える。

テロなど犯罪行為を企図する勢力が、これを実例として研究・分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を決行したり、間隙を突いた対抗措置を講じたりすることが可能になり、今後の警備実施等に支障を来すおそれがあるとの理由で、不開示にされた。

脅威・危険度の程度には、現実に差し迫った脅威、具体的な脅威、抽象的な脅威、リスクがある。例えば、今すぐ自宅に飛行機が墜落したり、晴れた日に散歩していて雷に打たれて死亡する確率は、ゼロではないが極端に低い。これがリスクである。現実に差し迫った脅威とは、目の前でテロリストが爆弾を起動させようとしている現実が典型的である。例えば、テロリスト組織が来月霞が関で爆弾テロを起こすと宣言すれば、具体的な脅威と評価されると思う。他方、同じ組織が十数か国をテロ対象と名指しして、その中で日本が含まれた場合には、少なくとも抽象的な脅威があることは確かであるが、具体的な脅威とまでは言えないだろう。つまり、どれだけのテロの脅威が存在するかということである。日本では、テロよりも風呂場で滑って死ぬ確率

の方がはるかに高い。厚生労働省の人口動態統計によると、年間で4,000人以上の人が浴槽内で溺死している。家庭の風呂場で入浴中に意識障害を起こし溺死をする人が、2014年の1年間で4,866人、浴槽内での死亡件数は全体で15,000人に上るという統計がある。

今回、沖縄に派遣をされたこの愛知県警機動隊の情報不開示について、脅威・危険性の程度を全く検証することなく、テロを理由にすれば非開示になってもこれは通ると言わんばかりの理由は、全く納得がいかない。日弁連は、秘密の範囲について、民主主義のみならず、国家安全保障をも損なう過度な秘密指定によって、知る権利を危機に陥れ、民主主義を形骸化するということも指摘している。今、実際に国会ではそういうことが起こっている。このように、非開示は民主主義を形骸化するものである。よって、今回の黒塗り開示については、到底納得ができない。

- (エ) 愛知県警の本務は、愛知県民の生命・身体・財産の安全を守ることである。愛知県警職員が、5か月以上の長期にわたって、沖縄県高江のヘリパッド建設工事に派遣されたことは、警察の本務に反することである。公金を使って、愛知県民の民意に反する行為をしたことは、絶対に許されることではない。
- (オ) 開示された文書のほとんどが黒塗りで、その主な理由が、公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力などがテロなどの犯罪行為を容易にし、今後の警備実施などに支障を及ぼすおそれがあると認められたためとなっている。これは、長年にわたる沖縄の生きるための非暴力の抵抗と意思表示をテロなどの破壊行為と同一視するものであり、納得できない。本土・愛知県では、当たり前のように憲法で保障されている人権・環境権・平和的生存権は、沖縄では70年前の地上戦以来、日本に施政権が返還され、40年以上になる今も7割以上の米軍基地が集中するため、諸権利は日米地位協定に阻まれ、自治権は制限され、県民的抵抗を余儀なくされている。本件情報開示請求への不開示理由が、沖縄のこうした歴史への不見識を示すものであることを、憤りを持って指摘しておきたい。

今回情報開示を求めた、2016年7月から12月の愛知県を含む6都府県から500人の機動隊が派遣されたのは、当時の参議院選挙で基地建設に反対する候補者が10万票の大差で現職の辺野古推進の候補者を破って当選した、その僅か10時間後に始まった。これほどあからさまな弾圧は、1996年のSACO合意以来、安倍政権が初めてである。沖縄の民意からすれば、安倍政権のこの弾圧こそがテロであると断じざるを得ない。

私たちの税金が機動隊派遣という形で使われ、沖縄への加害責任を

負わせられることを承知することはできない。そのために、愛知県警の沖縄派遣に対して、詳細な情報開示を求める。国民主権や民主主義の原理に基づき、審査会での再検討を求める。

(カ) インタビュー記事に基づいて、2点だけ審査請求の理由について補充をしたい。

一つは、警察権力が対象であるがゆえに、情報公開の必要性はより高い。捜査中の秘密という問題はあるが、このような警備・公安警察については、情報公開の要因はより高い。

東京五輪でテロも警戒しないといけない、共謀罪が国会で審議される、司法制度改革もあって、警察の権限はどんどん強まっている。警察権力の肥大化が指摘されている。こうした中で警察権力の暴走を防ぐという意味では、情報開示をする。情報開示に基づいて、適切な批判の下に、警察権力の行使を負う。そのような民主的な統制の必要がますます強まっている。

第2点は、自治体警察が他府県へ応援に行くときに、国主導ということはない、あるべきではない。そのことについて元警察大学校長が法的にもこの沖縄県への他府県の機動隊の派遣は間違っているということを出言しているインタビュー記事がある。このことは非常に重い意味があると思う。この派遣期間とか派遣人数・予算金額まで不開示にするというような形の県警本部の公開の姿勢というのは、まさに違法行為を隠蔽するというふうにならざるを得ないものだと考えられるので、強く公開を求めたい。

不開示とした理由とされているテロ等犯罪行為を企図する勢力というもの自体があるかないか分からない。しかも、それを研究・分析して攻撃をするというようなことを助長するというおそれが、実際に人数とか派遣期間とか金額を明らかにすることによって、本当にそんなことがあるのかどうか、そういうリスクがあるのかどうかということを含めて検討をぜひよろしくお願ひしたい。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由に対する認否

「審査請求に係る処分のうち、不開示とした部分の開示を求める。」について争う。

(3) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(7) 行政文書開示請求の受理

愛知県警察本部長は、平成 28 年 12 月 5 日、愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センターに対して請求人が送付した、

「愛知県警（機動隊）の沖縄高江派遣について

- 1、派遣の根拠となる法律、条例
- 2、派遣の理由と経緯
- 3、派遣開始日時
- 4、派遣人数と所属
- 5、現地での業務内容
- 6、派遣に関わる予算
- 7、派遣先の滞在場所

以上がわかる文書。（請求日現在、警察本部警備課で管理するもの）」を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

(イ) 対象文書の調査

本件開示請求は、沖縄県内の重要施設の警戒警備に関し、沖縄県警察に対して行われた愛知県警察職員の特別派遣についての根拠法令、経緯、業務内容、予算等に係る行政文書の開示を求めるものである。

本件開示請求は、愛知県警察本部警備部警備課の管理に係る行政文書を対象としていることから、同課において調査したところ、その対象となり得る行政文書の存在を確認した。

(ウ) 決定期間の延長

本件開示請求に係る調査の過程で、本件の対象となり得る行政文書の数が大量であることが判明したことにより、条例第 12 条第 1 項に定める決定期間（開示請求があった日から起算して 45 日以内）にそのすべてについて開示決定等を行うことで事務の遂行に著しい支障が生じるおそれが認められた。

そのため、条例第 13 条に規定する開示決定等の期限の特例に該当すると判断の上、本件開示請求に伴って開示する行政文書のうち相当の部分につき開示決定等を行う期間を平成 28 年 12 月 5 日から平成 29 年 1 月 18 日までとし、残りの行政文書について開示決定等を行う期限を平成 29 年 3 月 27 日とする決定期間特例通知書（平成 28 年 12 月 19 日付け、備警発第 4581-1 号）を請求人に送付通知した。

(エ) 相当の部分の特定と一部開示決定

調査の結果、相当の部分として先行開示する行政文書を特定し、条例の規定する不開示情報に該当する部分を不開示とした上で、行政文書一部開示決定通知書（平成 29 年 1 月 17 日付け、備警発第 4581-2 号）により、請求人に通知した（同開示決定については、本件審査請

求の対象外)。

(ウ) 本件対象文書の特定と一部開示決定

調査の結果、残りの行政文書を別表の 1 欄に掲げるとおり特定し、条例の規定する不開示情報に該当する部分を不開示とした上で、行政文書一部開示決定通知書（平成 29 年 3 月 24 日付け、備警発第 926 号）により、請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件行政文書全般について

a 本件行政文書の性質

警察は、国の公安又は利益に係る犯罪のほか、各種の社会運動等に伴う犯罪又はそれらの犯罪が発生するおそれのある場合において、警察法第 2 条第 1 項に規定する「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持」に当たることを責務としている。

このため、デモ・集会等が実施される場合において必要があると認められる場合、警察は参加者の安全確保、一般交通の安全と円滑の確保及び犯罪の未然防止を図るため、部隊を運用し治安の維持活動（以下「警備実施」という。）を行っている。

本件行政文書は、いずれも警備実施に係る行政文書である。

b 条例における不開示情報の規定

条例第 7 条は、開示請求に係る行政文書のうち、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として定めている。

本件行政文書に含まれる不開示情報は、次のとおりである。

(a) 条例第 7 条第 2 号

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

(b) 条例第 7 条第 4 号

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(c) 条例第 7 条第 6 号

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(イ) 別表の 1 欄に掲げる文書 1 (以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。)

文書 1 は、警察庁警備局警備課長が、沖縄県警察への特別派遣に係る派遣期間、派遣部隊、人員等について、関係都府県警察本部長等に連絡したものである。

文書 1 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 派遣期間及び人員

(a) 派遣期間に関する情報

警備部隊の具体的な援助派遣期間、日程は、派遣先及び派遣元の体制、警備実施活動の具体的な内容、警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの派遣期間や判断基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣期間を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(b) 派遣人員に関する情報

警備部隊の具体的な派遣人員数は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

b 警察庁職員の氏名が分かる部分

警察庁職員の氏名については、その職務の特殊性から、慣行として公にしているもの等を除き、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある。

また、警察庁職員は、犯罪行為の対象となり得る人であって、氏名等個人を特定する情報を公にした場合、特定の職員個人に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 2 号及び第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

c 警察電話番号

警察電話番号は、警察組織内の連絡用として個人に割り当てられた警察電話機の電話番号であるが、同電話機は随時、関係所属間等における事務の遂行に必要な連絡のために使用されており、また、外部の一般電話回線による接続も可能であることから、これを公にした場合、特定の警察職員個人に対して脅迫、誹謗中傷^{ひぼう}が加えられたり、事務妨害を目的とした架電により長時間にわたって回線を使用されたりするなど、警察内部の連絡、調整事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 6 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(ウ) 文書 2

文書 2 は、沖縄県警察への警察職員の特別派遣に伴い、沖縄県警察本部長が、人員、車両、装備、運用計画等特別派遣部隊の活動に関する細部事項を定め、関係都府県警察本部長等に通報したものである。

文書 2 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 警察電話番号

前記(イ) c に同じ。

b 警察内線 FAX 番号

警察内線 FAX 番号は、関係所属等に警察組織内の連絡用として設置された FAX 電話機の電話番号であるが、同 FAX 電話機は随時、関係所属間等における事務の遂行に必要な文書の送受信のために使用されており、また、外部の一般電話回線による接続も可能であることから、これを公にした場合、事務妨害を目的とする架電、文書の送信等が行われ、警察内部の連絡、調整事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 6 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

c 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名が分かる部分

警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある。また、これらの情報は、条例第 7 条第 2 号ただし書イ、ロ及びニにおいて不開示情報から除外されているものにも該当しない。

したがって、条例第 7 条第 2 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

- d 沖縄県警察本部警備部警備第二課実施第二係の体制が分かる部分
沖縄県警察本部警備部警備第二課における各係の事務分掌及び具体的な人数は、同県の業務量、警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、当該係の対処能力が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを研究、分析することで、当該係の対処能力に応じて各種活動を巧妙化、潜在化させることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

- e 別添 1 援助要求人員・派遣期間及び帯同車両一覧表の詳細が分かる部分、別添 2 部隊運用計画の詳細が分かる部分、別添 3 部隊帯同装備及び部隊宿泊先の詳細が分かる部分並びに別添 4 特別派遣部隊入（離）県申告実施要領のうち「日時」の一部、「申告要領」の一部及び部隊整列図の詳細が分かる部分

- (a) 派遣期間に関する情報

前記(イ) a (a)に同じ。

- (b) 派遣人員に関する情報

前記(イ) a (b)に同じ。

- (c) 部隊運用に関する情報

警備部隊の具体的な任務表、部隊編成、担当区域分担、運用日程は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの部隊編成、任務、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを実例として研究、分析することで、具体的な対抗措置を講じたり、各種活動を巧妙化、潜在化させたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示と

したものである。

(d) 服装、装備に関する情報

警備部隊の具体的な服装、帯同装備資機材は、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警察が使用する装備資機材やその運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、部隊の帯同装備品等の対処能力に応じた対抗措置を講じたり、各種活動を巧妙化、潜在化させたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(e) 輸送、車両に関する情報

警備部隊の輸送計画、輸送日程、帯同車両は、派遣期間、部隊の規模、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの輸送規模、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、部隊の輸送に応じた対抗措置を講じたり、各種活動を巧妙化、潜在化させたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(f) 部隊宿舎に関する情報

警備部隊の宿舎は、派遣期間、派遣人員の規模、派遣先における任務、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの部隊規模、部隊拠点の選定基準、具体的な施設名等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、部隊宿舎の環境、地勢等に応じた対抗措置を講じたり、部隊宿舎となった施設に対する攻撃、侵入、業務妨害等の不法行為を執行したりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(エ) 文書 3

文書 3 は、愛知県警察職員の沖縄県警察への特別派遣に伴い、愛知県警察本部長が、警備部隊の派遣期間、派遣人員、服装・装備、輸送計画、部隊宿舎等派遣に係る事項を定め、関係所属長に通達したものである。

文書 3 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 警察電話番号

前記(イ) c に同じ。

b 別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「服装・装備等」及び「輸送計画」の詳細、備考欄の「1 部隊長会議」の詳細及び「2 部隊宿舎」、別表第 1 部隊編成表、別表第 2 所属別派遣人員並びに別表第 3 帯同車両等の詳細が分かる部分

(a) 派遣期間に関する情報

前記(イ) a (a) に同じ。

(b) 派遣人員に関する情報

前記(イ) a (b) に同じ。

(c) 部隊運用に関する情報

前記(ウ) e (c) に同じ。

(d) 服装、装備に関する情報

前記(ウ) e (d) に同じ。

(e) 輸送、車両に関する情報

前記(ウ) e (e) に同じ。

(f) 部隊宿舎に関する情報

前記(ウ) e (f) に同じ。

(オ) 文書 4

文書 4 は、愛知県警察職員の沖縄県警察への特別派遣に伴い、愛知県警察本部長が、警備部隊の派遣期間、派遣人員、服装・装備、輸送計画、部隊宿舎等派遣に係る事項を定め、関係所属長に通達したものである。

文書 4 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 警察電話番号

前記(イ) c に同じ。

b 別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「服装等」及び「輸送計画」の詳細、備考欄の「1 部隊引継」及び「2 部隊車両の輸送」の詳細、「3 部隊宿舎」、別表第 1 部隊編成表並びに別表第 2 所属別派遣人員

- (a) 派遣期間に関する情報
前記(イ) a (a)に同じ。
- (b) 派遣人員に関する情報
前記(イ) a (b)に同じ。
- (c) 部隊運用に関する情報
前記(ウ) e (c)に同じ。
- (d) 服装、装備に関する情報
前記(ウ) e (d)に同じ。
- (e) 輸送、車両に関する情報
前記(ウ) e (e)に同じ。
- (f) 部隊宿舎に関する情報
前記(ウ) e (f)に同じ。

(カ) 文書 5

文書 5 は、愛知県警察職員の沖縄県警察への特別派遣に伴い、愛知県警察本部長が、警備部隊の派遣期間、派遣人員、服装・装備、輸送計画、部隊宿舎等派遣に係る事項を定め、関係所属長に通達したものである。

文書 5 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 警察電話番号

前記(イ) c に同じ。

b 別記のうち「区分」、「派遣期間」、「派遣人員等」及び「服装等」の詳細、「帯同車両等」、「輸送計画」の詳細、「部隊宿舎」、備考欄の「1 部隊引継」の詳細及び「2 ○○の入県」の詳細が分かる部分、別表第 1 部隊編成表、別表第 2 部隊編成表、別表第 3 所属別派遣人員並びに別表第 4 帯同車両等の詳細

- (a) 派遣期間に関する情報
前記(イ) a (a)に同じ。
- (b) 派遣人員に関する情報
前記(イ) a (b)に同じ。
- (c) 部隊運用に関する情報
前記(ウ) e (c)に同じ。
- (d) 服装、装備に関する情報
前記(ウ) e (d)に同じ。
- (e) 輸送、車両に関する情報
前記(ウ) e (e)に同じ。
- (f) 部隊宿舎に関する情報
前記(ウ) e (f)に同じ。

(キ) 文書 6

文書 6 は、愛知県警察職員の沖縄県警察への特別派遣に伴い、愛知県警察本部長が、警備部隊の派遣期間、派遣人員、服装・装備、輸送計画、部隊宿舎等派遣に係る事項を定め、関係所属長に通達したものである。

文書 6 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 警察電話番号

前記(イ) cに同じ。

b 別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「服装等」及び「輸送計画」の詳細、備考欄の「1 部隊引継」の詳細、「2 部隊宿舎」並びに別表部隊編成表

(a) 派遣期間に関する情報

前記(イ) a (a)に同じ。

(b) 派遣人員に関する情報

前記(イ) a (b)に同じ。

(c) 部隊運用に関する情報

前記(ウ) e (c)に同じ。

(d) 服装、装備に関する情報

前記(ウ) e (d)に同じ。

(e) 輸送、車両に関する情報

前記(ウ) e (e)に同じ。

(f) 部隊宿舎に関する情報

前記(ウ) e (f)に同じ。

(ク) 文書 7

文書 7 は、愛知県警察職員の沖縄県警察への特別派遣に伴い、愛知県警察本部長が、警備部隊の派遣期間、派遣人員、服装・装備、輸送計画、部隊宿舎等派遣に係る事項を定め、関係所属長に通達したものである。

文書 7 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 警察電話番号

前記(イ) cに同じ。

b 別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「服装等」の詳細、「輸送計画」の詳細、備考欄の「1 部隊引継」の詳細及び「2 部隊宿舎」、別表第 1 部隊編成表並びに別表第 2 所属別派遣人員

(a) 派遣期間に関する情報

前記(イ) a (a)に同じ。

- (b) 派遣人員に関する情報
前記(イ) a (b)に同じ。
- (c) 部隊運用に関する情報
前記(ウ) e (c)に同じ。
- (d) 服装、装備に関する情報
前記(ウ) e (d)に同じ。
- (e) 輸送、車両に関する情報
前記(ウ) e (e)に同じ。
- (f) 部隊宿舎に関する情報
前記(ウ) e (f)に同じ。

(ケ) 文書 8

文書 8 は、愛知県警察職員の沖縄県警察への特別派遣に伴い、愛知県警察本部長が、警備部隊の派遣期間、派遣人員、服装・装備、輸送計画、部隊宿舎等派遣に係る事項を定め、関係所属長に通達したものである。

文書 8 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 警察電話番号

前記(イ) c に同じ。

b 別記のうち「区分」、「派遣期間」、「派遣人員等」及び「服装等」の詳細、「任務」、「輸送計画」の詳細、「部隊宿舎」、備考欄の部隊間の引継ぎの詳細が分かる部分、別表第 1 部隊編成表、別表第 2 部隊編成表並びに別表第 3 所属別派遣人員

- (a) 派遣期間に関する情報
前記(イ) a (a)に同じ。
- (b) 派遣人員に関する情報
前記(イ) a (b)に同じ。
- (c) 部隊運用に関する情報
前記(ウ) e (c)に同じ。
- (d) 服装、装備に関する情報
前記(ウ) e (d)に同じ。
- (e) 輸送、車両に関する情報
前記(ウ) e (e)に同じ。
- (f) 部隊宿舎に関する情報
前記(ウ) e (f)に同じ。

(コ) 文書 9

文書 9 は、愛知県警察職員の沖縄県警察への特別派遣に伴い、愛知県警察本部長が、警備部隊の派遣期間、派遣人員、服装・装備、輸送

計画、部隊宿舎等派遣に係る事項を定め、関係所属長に通達したものである。

文書 9 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 警察電話番号

前記(イ) c に同じ。

b 別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「任務」、「服装等」及び「輸送計画」の詳細、「部隊宿舎」、備考欄の部隊間の引継ぎの詳細が分かる部分、別表第 1 部隊編成表、別表第 2 部隊編成表並びに別表第 3 所属別派遣人員

(a) 派遣期間に関する情報

前記(イ) a (a) に同じ。

(b) 派遣人員に関する情報

前記(イ) a (b) に同じ。

(c) 部隊運用に関する情報

前記(ウ) e (c) に同じ。

(d) 服装、装備に関する情報

前記(ウ) e (d) に同じ。

(e) 輸送、車両に関する情報

前記(ウ) e (e) に同じ。

(f) 部隊宿舎に関する情報

前記(ウ) e (f) に同じ。

(㉞) 文書 10

文書 10 は、愛知県警察職員の沖縄県警察への特別派遣に伴う部隊輸送のためのフェリー利用に係る予算執行書類である。

文書 10 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 「2 輸送車両」、「5 輸送日時及び場所」並びに「7 執行予定額」

(a) 派遣人員に関する情報

前記(イ) a (a) に同じ。

(b) 部隊運用に関する情報

前記(ウ) e (c) に同じ。

(c) 輸送、車両に関する情報

前記(ウ) e (e) に同じ。

(d) 予算執行額に関する情報

警備部隊の派遣に係る予算の具体的な金額については、派遣期間、部隊の規模、警備実施現場の地理地勢、輸送計画その他警備

情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、具体的な金額を他の一般的な情報と対照して計算することで、警備事象ごとの部隊の規模や運用体制等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を決行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

ウ 請求人の主張の失当性

請求人は、審査請求書において、処分庁の決定に対して 5 項目を列挙し、本件処分が「合理性が無く不当である」等と主張している。

しかしながら、「沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行する勢力は存在しなかった」、「かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない」及び「仮にテロ行為を敢行してよいとする勢力が存在するとしても、過去の実例としてテロ行為を容易にすることに役立つとは考えられない」とする主張については、いずれもいかなる根拠に基づいているのかが定かでなく、そもそも具体性のない抽象的な表現にとどまることからすれば、単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎないといわざるを得ず、そこに合理的な理由を認めることはできない。

また、請求人は、本件処分の不当性として、「愛知県警察官の沖縄への派遣はすでに完了しており、また開示請求対象は、高江ヘリパッド工事基地建設に限定されたものである」という理由を提示している。

しかしながら、前記イで詳述したとおり、「すでに完了」した警備実施の情報及び「高江ヘリパッド工事基地建設」に限定した情報であっても、現在及び将来の警備実施に通じる具体性を有しているものについては、これを公にした場合、テロ等犯罪行為を企図する勢力が事例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を決行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となるため、将来的な警備実施等に支障を及ぼす蓋然性が認められる。本件不開示情報はいずれもこれに該当するもので、条例第 7 条第 4 号に基づいて犯罪捜査等情報として不開示とするための、「相当の理由」を具備していることは明らかであり、その判断には何らの不当性も非合理性もない。

したがって、本件審査請求における請求人の主張は失当であり、到底許容できるものではない。

エ 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われており、請求人の主張は理由

がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、沖縄県内の重要施設の警戒警備に関し、沖縄県警察に対して行われた愛知県警察職員の特別派遣についての根拠法令、経緯、業務内容、予算等に係る文書であり、当審査会において本件行政文書を見分したところ、その内容は前記 3(3)イで処分庁が説明するのとおりであると認められる。

処分庁は、別表の 2 欄に掲げる部分について、同欄に掲げるとおり、警察庁職員の氏名が分かる部分を条例第 7 条第 2 号及び第 4 号に、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名が分かる部分を同条第 2 号に、警察電話番号及び警察内線 FAX 番号を同条第 6 号に、その余の部分と同条第 4 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

イ 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名が分かる部分並びに警察庁職員の氏名が分かる部分（以下「警察職員等の氏名が分かる部分」とい

う。)について

警察職員等の氏名が分かる部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ところで、同号ただし書ハは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分は除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成12年愛知県規則第29号）第3条の2により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されている。当審査会において処分庁に確認したところ、警察職員等の氏名が分かる部分に記載された職員は、警部補及び同相当職以下の職員であるとのことである。したがって、警察職員の氏名等が分かる部分は、同号ただし書ハに該当しない。

また、当該部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イには該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ 以上のことから、警察職員等の氏名が分かる部分は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第4号該当性について

ア 条例第7条第4号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、条例第7条第4号該当性について、処分庁が認めることにつき相当の理由があるか否かを、以下検討する。

イ 警察庁職員の氏名が分かる部分について

警察庁職員の氏名が分かる部分は、前記(3)において述べたとおり、条例第7条第2号に該当することから、同条第4号該当性について判断するまでもなく、不開示情報に該当する。

ウ その他の部分について

処分庁が条例第7条第4号に該当するとして開示しないこととした部分のうち、警察庁職員の氏名が分かる部分以外の部分は、前記3(3)イ(イ)a、(ウ)d及びe、(エ)b、(オ)b、(カ)b、(キ)b、(ク)b、(ケ)b、(コ)b並びに

(サ) a の各項目のとおりである。当審査会において本件行政文書を見分したところ、当該部分は、当該各項目にそれぞれ掲げるとおり、沖縄県警察本部警備部警備第二課実施第二係の体制に関する情報、派遣期間に関する情報、派遣人員に関する情報、部隊運用に関する情報、服装及び装備に関する情報、輸送及び車両に関する情報、部隊宿舎に関する情報並びに予算執行額に関する情報のいずれかが記載された部分であると認められる。

(ア) 沖縄県警察本部警備部警備第二課実施第二係の体制に関する情報について

処分庁によれば、沖縄県警察本部警備部警備第二課における各係の事務分掌及び具体的な人数は、同県の業務量、警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定しているとのことである。

また、これを公にした場合、当該係の対処能力が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを研究、分析することで、当該係の対処能力に応じて各種活動を巧妙化、潜在化させることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

沖縄県警察本部の対処能力が明らかになれば、その能力に応じて犯罪行為が企図されるおそれがあると考えられることから、犯罪の予防又は鎮圧に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

(イ) 派遣期間に関する情報、派遣人員に関する情報、部隊運用に関する情報、服装及び装備に関する情報、輸送及び車両に関する情報、部隊宿舎に関する情報並びに予算執行額に関する情報について

処分庁によれば、これらの情報に係る事項は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、部隊の規模、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定しているとのことである。

また、これらを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

この点については、審査請求人の主張するとおり、当該派遣は既に完了しているため、これらの情報を公にしたとしても、当該派遣に係る警備実施等に支障が生じることはない。しかしながら、今後、同種又は類似の警備実施等のための派遣が行われた場合には、完了した派

遣に係る情報が研究、分析されることにより、その警備実施等に支障が生じる可能性も考えられることから、犯罪の予防又は鎮圧に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

(ウ) 以上のことから、これらの情報は、条例第 7 条第 4 号に該当する。

(5) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、警察電話番号及び警察内線 FAX 番号が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 処分庁によれば、警察電話番号は警察組織内の連絡用として個人に割り当てられた警察電話機の電話番号であり、警察内線 FAX 番号は、関係所属等に警察組織内での連絡用に設置された FAX 電話機の番号であるとのことである。

警察の業務は、一般に検挙や規制を伴うものであることから、これらの番号を公にした場合には、被疑者及び関係者からの個人を特定した脅迫、誹謗中傷、事務妨害等を目的とする架電、文書の送信等の対象となるおそれが高く、これにより、通常事務における必要な連絡又は突発事案への対応等に支障を及ぼし、警察内部の連絡、調整事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、警察電話番号及び警察内線 FAX 番号は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)から(5)までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分及びその根拠規定	
文書 1 ・沖縄県警察への特別派遣について（通知）（平成 28 年 8 月 3 日付け、警察庁丁備発第 318 号） ・沖縄県警察への特別派遣について（通知）（平成 28 年 9 月 14 日付け、警察庁丁備発第 372 号）	警察庁職員の氏名が分かる部分	第 7 条第 2 号及び第 4 号
	派遣期間及び人員	第 7 条第 4 号
	警察電話番号	第 7 条第 6 号
文書 2 警察職員の援助要求にかかる細部事項について（申・通報）（平成 28 年 7 月 12 日付け、沖備二第 3877 号）	警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名が分かる部分	第 7 条第 2 号
	沖縄県警察本部警備部警備第二課実施第二係の体制が分かる部分	第 7 条第 4 号
	<ul style="list-style-type: none"> ・別添 1 援助要求人員・派遣期間及び帯同車両一覧表の詳細が分かる部分 ・別添 2 部隊運用計画の詳細が分かる部分 ・別添 3 部隊帯同装備及び部隊宿泊先の詳細が分かる部分 ・別添 4 特別派遣部隊入（離）県申告実施要領のうち「日時」の一部、「申告要領」の一部及び部隊整列図の詳細が分かる部分 	第 7 条第 4 号
	警察内線 FAX 番号	第 7 条第 6 号
	警察電話番号	第 7 条第 6 号
文書 3 警備部隊の沖縄県警察への援助派遣（通達甲）（平成 28 年 7 月 14 日付け、備警発甲第 137 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「服装・装備等」及び「輸送計画」の詳細、備考欄の「1 部隊長会議」の詳細及び「2 部隊宿舎」 ・別表第 1 部隊編成表 ・別表第 2 所属別派遣人員 ・別表第 3 帯同車両等の詳細が分かる部分 	第 7 条第 4 号
	警察電話番号	第 7 条第 6 号

<p>文書 4 警備部隊の沖縄県警察への援助派遣（通達甲）（平成 28 年 8 月 3 日付け、備警発甲第 143 号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「服装等」及び「輸送計画」の詳細、備考欄の「1 部隊引継」及び「2 部隊車両の輸送」の詳細、「3 部隊宿舎」 ・別表第 1 部隊編成表 ・別表第 2 所属別派遣人員 	第 7 条第 4 号
	警察電話番号	第 7 条第 6 号
<p>文書 5 警備部隊の沖縄県警察への援助派遣（通達甲）（平成 28 年 8 月 15 日付け、備警・備総発甲第 147 号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別記のうち「区分」、「派遣期間」、「派遣人員等」及び「服装等」の詳細、「帯同車両等」、「輸送計画」の詳細、「部隊宿舎」、備考欄の「1 部隊引継」の詳細及び「2 〇〇の入県」の詳細が分かる部分 ・別表第 1 部隊編成表 ・別表第 2 部隊編成表 ・別表第 3 所属別派遣人員 ・別表第 4 帯同車両等の詳細 	第 7 条第 4 号
	警察電話番号	第 7 条第 6 号
<p>文書 6 警備部隊の沖縄県警察への援助派遣（通達甲）（平成 28 年 9 月 6 日付け、備警発甲第 160 号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「服装等」及び「輸送計画」の詳細、備考欄の「1 部隊引継」の詳細、「2 部隊宿舎」 ・別表 部隊編成表 	第 7 条第 4 号
	警察電話番号	第 7 条第 6 号
<p>文書 7 警備部隊の沖縄県警察への援助派遣（通達甲）（平成 28 年 9 月 27 日付け、備警発甲第 170 号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「服装等」の詳細、「輸送計画」の詳細、備考欄の「1 部隊引継」の詳細及び「2 部隊宿舎」 ・別表第 1 部隊編成表 ・別表第 2 所属別派遣人員 	第 7 条第 4 号
	警察電話番号	第 7 条第 6 号
<p>文書 8 警備部隊の沖縄県警察への援助派遣（通達甲）（平成 28 年 10 月 31</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別記のうち「区分」、「派遣期間」、「派遣人員等」及び「服装等」の詳細、「任務」、 	第 7 条第 4 号

<p>日付け、備警・備総発甲第 179 号)</p>	<p>「輸送計画」の詳細、「部隊宿舎」、備考欄の部隊間の引継ぎの詳細が分かる部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第 1 部隊編成表 ・別表第 2 部隊編成表 ・別表第 3 所属別派遣人員 	
	<p>警察電話番号</p>	<p>第 7 条第 6 号</p>
<p>文書 9 警備部隊の沖縄県警察への援助派遣（通達甲）（平成 28 年 11 月 15 日付け、備警発甲第 187 号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「任務」、「服装等」及び「輸送計画」の詳細、「部隊宿舎」、備考欄の部隊間の引継ぎの詳細が分かる部分 ・別表第 1 部隊編成表 ・別表第 2 部隊編成表 ・別表第 3 所属別派遣人員 	<p>第 7 条第 4 号</p>
	<p>警察電話番号</p>	<p>第 7 条第 6 号</p>
<p>文書 10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部隊派遣に伴うフェリー利用について（平成 28 年備警発第 2865 号）のうちの予算執行額が分かる部分 ・部隊派遣に伴うフェリー利用について（平成 28 年備警発第 3229 号）のうちの予算執行額が分かる部分 ・部隊派遣に伴うフェリー利用について（平成 28 年備警発第 3961 号）のうちの予算執行額が分かる部分 ・部隊派遣に伴うフェリー利用について（平成 28 年備警発第 4577 号）のうちの予算執行額が分かる部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・「2 輸送車両」 ・「5 輸送日時及び場所」 ・「7 執行予定額」 	<p>第 7 条第 4 号</p>

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29. 7. 26	諮問 (弁明書の写しを添付)
29. 8. 31	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
30. 1. 24	審査庁が実施した行政不服審査法に基づく口頭意見陳述の記録を審査庁から受理
30. 2. 27 (第544回審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
30. 3. 19 (第546回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
30. 6. 21 (第551回審査会)	審議
30. 7. 10	答申